認定こども園

認可・認定の手引き

令和８年１月改訂

仙　　台　　市

１．認定こども園の概要

（１）認定こども園とは

特定教育・保育施設のうち、教育・保育を一体的に行う施設をいいます。

（２）認定こども園の類型

認定こども園には、以下の４つの類型があります。

①幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすものをいいます。

社会福祉法人と学校法人のみが設置者となれます。新たに幼保連携型認定こども園として認可するため、保育所や幼稚園等からの移行の場合には、移行前の認可は廃止する必要があります。

②幼稚園型

認可幼稚園が保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすものをいいます。

認可上は幼稚園のまま、幼稚園型の認定こども園として認定し、２・３号を新たに設定します（２号のみの設定も可能です)。

また、幼稚園型認定こども園には、さらに次の類型があります。

【単独型】

３～５歳児（1 号認定・２号認定）を認可幼稚園で受け入れる施設です。(対象年齢は満３歳以上の就学前児童)

【接続型】

０～２歳（３号認定）を併設保育機能施設、３～５歳（１号認定・２号認定）を認可幼稚園で受け入れる施設です。１号認定児童と２号認定児童が同じクラスで教育・保育を受けます。

【並列型】

３～５歳（１号認定）を認可幼稚園、０～２歳（３号認定)、３～５歳（２号認定）を併設保育機能施設で受け入れる施設です。1 号認定児童と２号認定児童が異なるクラスで教育･保育を受けます。

③保育所型

認可保育所が保育が必要なこども以外のこどもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすものをいいます。

認可上は保育所のまま、保育所型認定こども園として認定し、１号定員を新たに設定します。

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすものをいいます。

２．認可または認定と確認について

認定こども園が新制度における公費の給付対象である施設として位置づけられるためには、「認可」または「認定」（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律３条、17 条）及び子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法第 31 条、43 条）の両方を受ける必要があります。

（１）認可（幼保連携型認定こども園）

幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、仙台市の認可を受ける必要があります。

（２）認定（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置しようとする者は、仙台市の認定を受ける必要があります。

（３）確認（全ての認定こども園）

確認は、認可事業者に対して、給付費の対象となることを確定する手続きです。確認後、申請に基づき給付の対象となることを審査し給付費を支払います。

３．設置者要件

① 次のいずれにも該当しないこと。

（幼保連携型認定こども園の場合）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第２項各号

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の場合）

同法第３条第５項第４号イからチ

② 直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないとともに、認定こども園を経営することについて支障をきたす恐れがあると認められないこと。

※設置事前協議書類を提出いただく際に、財務諸表及び資金計画を併せて提出いただきます。

※「支障をきたす恐れがあると認められないこと」については、提出された財務諸表等に基づいて総合的に審査いたしますが、この要件に適合しないと判断するポイントの一例として「債務超過の状態にあること」がございます。

③ 原則として、認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、もしくは国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。

④ 認定こども園の年間事業費の１２分の１以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。

４．土地・建物について

不動産を新たに取得又は賃借する場合には、設置事前協議書類提出時点で取得又は賃借が確実に見込まれることが必要です（確約書を提出いただきます）。

また、土地や建築に関する関係法令等について十分確認をしてください。

※不動産の貸与を受けて施設を設置する場合（幼保連携型認定こども園を新設する場合）

学校法人が設置する場合にあっては、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成 19 年３月 28 日付通知 18 文科高 756 号）を満たすことが必要です。

社会福祉法人が設置する場合にあっては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付通知雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号）を満たすことが必要です。

※社会福祉法人以外が不動産の貸与を受けて施設を設置する場合（保育所を新設して保育所型認定こども園を新設する場合）

以下を満たすことが必要です。

・以下の場合を除き、原則として地上権又は賃借権を登記すること。
→建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において 10 年以上とされていること。
→貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い者である場合。

・賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

・安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

5．認可・認定の基準

認可・認定を受けるには「3　設置者要件」の要件に加え、運営にあたって、主に以下に記載の内容を満たす必要があります。

このほか設備・職員配置の基準については、別添資料 1「施設に関する調書」及び関係法令等をご確認ください。職員配置の基準は、下記 6 にも記載しています。

（1）定員

① 20 名以上とすること。
② 上の年齢の児童数が下の年齢の児童数と同数又はそれ以上であること。
③ 保育所から移行の場合、原則として現在の 2・3 号利用定員は減少させずに、1 号定員を加えること。
④ 幼稚園からの移行の場合、現在の入所状況を基にした利用定員の設定を行うこと。

（2）入所対象児童

① 1 号認定（3 歳以上児で保育が必要と認定を受けていない）の児童。
② 仙台市内在住の 2 号認定（3 歳以上児で保育が必要と認定を受けている）の児童。
③ 仙台市内在住の 3 号認定（3 歳未満児で保育が必要と認定を受けている）の児童。

（3）開所日及び開所時間

開 所 日：日曜祝祭日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除いた日
※上記の日にも保育を行うこともできます。（休日保育）
※その場合、実施に係る準備等に対して助成金の対象となる場合があります。

開所時間：11 時間以上（保育所型認定こども園については、平日は延長保育を含めた 12 時間以上）

（4）教育の提供について

認定こども園では、1 号認定児童に対し、一日 4 時間を標準とする教育時間と、原則として年間 39

週以上の教育週数を設定する必要があります。また、夏季休暇・冬期休暇等の設定も必要です。

（5）学級の編成について

認定こども園では、満３歳以上の園児については教育課程に基づく教育を行うため、学級編成が必要です。学級の編成にあたっては、１号認定こどもと２号認定こどもを一体的に編成することを基本としています。

学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することが原則ですが、異なる年齢にある園児で学級を編成するなど、弾力的な取扱いも可能です。

ただし、１学級の人数は 35 人以下が原則です。

（6）子育て支援事業の実施

認定こども園では、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、以下の子育て支援事業を少なくとも１つ以上実施しなくてはなりません。

① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

（7）食事の提供

２号認定児童及び３号認定児童に対しては、自園調理（一定の要件のもと、委託することも可能）による食事の提供が必要です。

なお、１号認定こどもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられています。

ただし、次の要件を満たす場合は、**満３歳以上の園児の食事**を外部搬入により行うことができます。

① 園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

② 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

③ 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

④ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

⑤ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮

すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（8）その他

・(新設の場合）整備予定地近隣住民に対して認定こども園設置に理解を求めること。
・一方通行や進入制限等送迎時のアクセスに問題がなく、渋滞対策が講じられていること。
・パチンコ店の 2 階や店舗型性風俗特殊営業施設の隣への設置等、保育環境に著しく影響がある場所には設置しないこと。また、風俗営業施設周辺に設置する場合は、周辺地域での説明会の開催等により、周辺地権者の理解を得ること。

また、開所にあたっては、防犯設備の設置等についてもご検討いただくなど、こどもにとって安全な保育環境の確保に努めてください。

6．必要職員

（1）園長

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第１２条に規定する資格を有する者もしくは同等の資質を有すると設置者が認める者。

【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第１２条に規定する資格を有する者と同等の資質を有する者もしくは同等の資質を有すると設置者が認める者。

（2）職員配置

幼保連携型認定こども園では全ての教育・保育従事者が保育教諭（保育士資格と幼稚園教員免許の両方を有する認定こども園職員）である必要がありますが、令和 12 年３月 31 日までの期間は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、幼保連携型認定こども園で保育教諭として従事することができます。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭は、上記特例が令和９年３月 31 日までとなっています。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園では、３歳未満児の園児の保育に従事する者は保育士資格を保有していることが必要です。３歳以上児の教育・保育に従事する者は保育教諭であることが原則ですが、やむを得ない事情がある場合は、どちらかの免許を保有していることで足ります。

この場合でも、満３歳以上の園児の保育に従事する者は保育士資格の保有が必要ですが、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合、幼稚園教諭の免許を有する者について、認定から６年を限度として満三歳以上の園児の保育に従事する者とすることができる場合があります。

上記に関わらず、学級担任は幼稚園教諭免許を有している必要があります。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合、保育士の資格を有する者については、一定の条件のもと、認定から６年を限度として、その者を学級担任とすることができる場合があります。

このほか、認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準は次のとおりですが、これに関わらず、職員数は常時２人以上配置されていることが必要です。なお、配置基準については変更となる可能性があります。

園児の年齢	必要人数
満１歳未満	おおむね３人につき１人
満１歳以上満３歳未満	おおむね６人につき１人
満３歳以上満４歳未満	おおむね１５人につき１人（R9.4.1 から適用）
満４歳以上	おおむね２５人につき１人（R9.4.1 から適用）

上記のほか、常勤の保育を担当する職員で、学級、組又はグループを専ら担当しない職員（園長を除く）を１名以上配置する必要があります。

また、給付費の各種加算措置や地域子ども・子育て支援事業の実施のため、通常の保育を上回る職員を配置することが必要な場合もあります。

（３）調理員

１人以上配置する必要があります。ただし、調理業務を委託する場合は、調理員を置かないことができます。

（４）栄養士又は管理栄養士

１人以上配置する必要があります。

（５）学校医（嘱託医）

１人以上配置する必要があります。

（６）学校歯科医・学校薬剤師

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、１人以上配置する必要があります。

７．２・３号認定児童の入所の手順

（１）情報提供

施設より提供のあった情報（施設概要や入所可能情報等）については、市のホームページ、各区役所・総合支所等で公開します。

（２）利用申込等

市の関与のもと、保護者が自ら施設を選択のうえ契約する直接契約となり、正当な理由がある場合を除き施設に応諾義務が課されます。

【利用までの流れ】

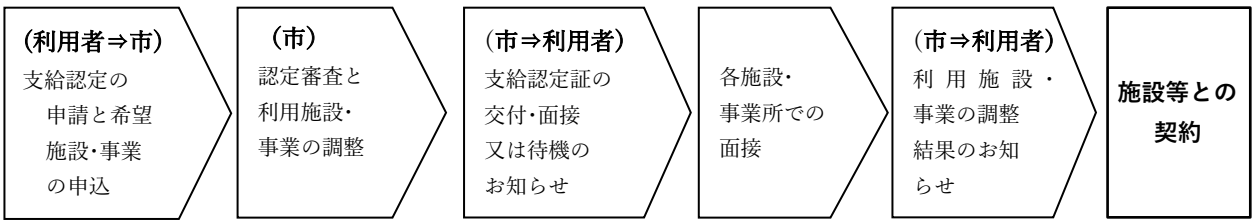

（３）利用契約

認定こども園の場合、施設設置者と保護者との直接契約となる（２・３号認定こどもも含む）ため、保護者と利用契約を締結する必要があります。

利用者と設置者において、両者の合意に基づき書面により利用契約を締結します。また、保育料は施設が利用者から直接収納します。

※市から施設に支払われる給付費は【公定価格－保育料】の金額となります。

８．給付費

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払いします。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額（児童一人当たりの単価）と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

【イメージ】

「給付費」は右図のように公定価格から利用者負担分を引いた額です。

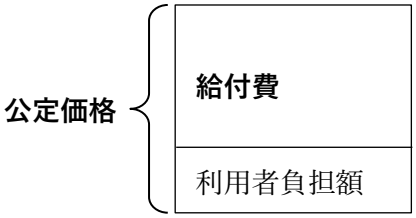

（１）給付金等の使途について

① 会計処理等については、整備する経理規程に基づき処理することとなります。

② 認定こども園を運営する事業所ごとに会計処理することとなります（会計期間は４月～翌年３月）。

（２）給付金の返還

虚偽の申請を行った場合等不適切な取り扱いと認められる場合には、給付金の一部又は全部について返還が命じられます。

９．開所後の運営について

（１）立入検査等

仙台市は、認定こども園が適正な保育を実施しているか調査・確認するため、必要な事項についての報告を求め、立入調査を行います。また、立入調査の結果、必要がある場合は、改善指導等を行います。

（２）指導事項の遵守

認可後の運営については、保育面での指導のほか、決算を始めとする会計処理等について本市の指導に従う必要があります。

（３）認可または認定の取消し

認可または認定を受けた施設として運営を継続することが不適当と認められる事実等が生じたときは、認可または認定を取り消す場合があります。

１０．開所までのスケジュール

認定こども園の開所までの流れは、次のとおりです。締切を過ぎてからの協議は受け付けません。

時期	整備を伴う場合	整備を伴わない場合
開所前々年度　12 月～	事前協議	
～2 月	設置事前協議書類の提出締切	
開所前年度　3 月～	書類確認・ヒアリング・財務審査	事前協議
4 月	事前協議結果通知の発送 （認可見込みの可否の決定）	
～5 月		設置事前協議書類の提出締切
6～8 月中旬		書類確認・ヒアリング・財務審査
8 月下旬		事前協議結果通知の発送 （認可見込みの可否の決定）
	次年度向け保育利用対象施設等一覧の記載内容照会	
10 月中旬	次年度向け保育施設等利用案内配付開始	
12 月	新設保育施設等研修会（12 月中 3 日間程度）	
～1 月中旬	認可申請書または認定申請書・確認申請書提出	
2 月	公立保育所実習	
～3 月	完了検査	
3 月	施設の審査等を経て認可または認定と確認	
4 月 1 日	認定こども園の開園	

（1）事前協議

認定こども園の設立にあたっては、円滑に手続きを進めるため、事業申請前に必ず事前協議をしていただくようお願いしております。事前協議の際には、あらかじめ電話などでご連絡の上、日程調整を行ってください。

また、事前協議は、施設の設計や工事を担当される方だけではなく、必ず施設を運営する事業者が来庁するようにしてください。

（2）事前協議書の提出・審査

協議事業者より提出された設置事前協議書等やヒアリング等にもとづき、運営体制や保育に対する考え方、用地や施設の現況、職員の確保状況等を審査します。

なお、審査において不適切と判断される内容がある場合、提出書類の記載内容やヒアリング等での回答内容に虚偽があった場合及び「3　設置者要件」の要件を満たしていない場合は、協議を中止させていただくことがあります。

（3）施設整備

事前協議結果通知で本市と協議を続けていく施設として決定しましたら、整備を伴う施設は、施設整備に着手してください。必ず開所年度の 4 月 1 日に整備が間に合うよう、余裕ある計画で整備を行ってください。

また、実際の建築にあたっては、建物の用途や建築確認までの手続きなど、必要な調整を十分に行ってください。

（4）新設園研修

12 月中に新設保育施設等研修会を実施します（3 日間程度)。施設長及び栄養士又は管理栄養士向けの内容もございますので、仙台市内で初めて保育事業を行う施設につきましては、極力施設長予定者及び栄養士又は管理栄養士予定者本人にご出席いただけるよう調整のほどお願いいたします。

申請施設以外で仙台市内において認可保育所もしくは認定こども園の運営経験がない法人につきましては、２月中に公立保育所での実習も行いますので、合わせて調整のほどお願いいたします。

（5）認可または認定と確認

認可申請書または認定申請書・確認申請書及び添付書類を提出してください。提出された書類をもとに、合議制の機関で意見を聴取します。問題がなければ認可または認定と確認がされた施設として、4 月 1 日より開所となります。

１１．協議について

（1）設置事前協議書類提出方法

持参または郵送で、記載要領に従って作成してください。

※提出期間最終日までに必着となるように提出してください。

（2）提出先

〒980-0011

住　所：仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 12 号　上杉分庁舎 7 階

部署名：こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課　宛

電　話：022-214-8753

ＦＡＸ：022-214-8489

メール：kod006162@city.sendai.jp

12. 留意事項

（1）制度の詳細について

認定こども園の詳細な事項は、本市条例や要綱等のほか、今後国から示される事業の取り扱いに関する通知等に基づくこととします。本手引きは認可・認定等に係る要点（重要な点）をまとめたものですが、必要事項を全て網羅したものではないため、関係法令等を漏れなくご確認いただきますよう、お願いいたします。

（2）基準等の変更の可能性への対応

今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償しません。

（3）設置のための費用及び認定こども園にかかる施設改修費等について

協議者は、認可に係る協議が整わない場合や協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については

慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て協議者の負担とし、市は補償しないものとします。また、**認定こども園を実施するために必要となる改修費等についての補助はありませんので、施設の整備に係る費用は全て協議者の負担となります。**

（４）個人情報等の取り扱い等について

事前協議書等の提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

また、応募に際し記載された個人情報・法人情報は、認定こども園の審査に関する範囲内のみで使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例及び規定により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用及び第三者提供を行うことはありません。

（５）継続的な事業の運営について

事業開始後、児童が入所している場合、すべての児童が卒園等により在籍しなくなるまでの間は、原則として認定こども園を廃止および休止することはできません。設置地域周辺について十分に調査し、事業の継続性について検討いただいた上で、事前相談および協議申請を実施いただくようにお願いいたします。

（６）運営条件について

保護者向けの入所申込手続き案内資料等に掲載するため、結果通知発出後の計画の撤回や開所時間の短縮等の変更は、原則として認められません。運営条件については十分にご検討の上、申請いただきますようお願いいたします。